

地域県土警察常任委員会資料

(令和 7 年 11 月 21 日)

- 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について…………… 2
(生活安全部生活安全企画課)

警 察 本 部

年末及び年始における特別警戒取締りの実施について

令和 7 年 11 月 21 日
警 察 本 部
(生活安全部生活安全企画課)

1 実施目的

年末及び年始における各種事件・事故等を抑止するため、地域の犯罪情勢に応じたきめ細かな警察活動を推進し、県民生活の安全と安心を確保することを目的とする。

2 実施期間

令和 7 年 12 月 1 日(月)から令和 8 年 1 月 5 日(月)までの間

- 第 1 期「広報啓発期間」 令和 7 年 12 月 1 日(月)～同月 14 日(日)
 - ・ 自治体を始めとする関係機関、防犯ボランティア団体等と協働した各種犯罪被害防止及び交通事故防止のための各種広報啓発活動
- 第 2 期「重点警戒期間」 令和 7 年 12 月 15 日(月)～同月 31 日(水)
 - ・ 金融機関、コンビニエンスストア、深夜営業のスーパーマーケット等に対する立ち寄り警戒活動の強化
 - ・ 警察による警戒取締り等街頭活動の強化及び防犯ボランティア団体等との緊密な連携による合同パトロール活動
- 第 3 期「初詣等雑踏警戒期間」 令和 8 年 1 月 1 日(木)～同月 5 日(月)
 - ・ 初詣等に伴う雑踏事故防止活動

3 県下一斉の活動日

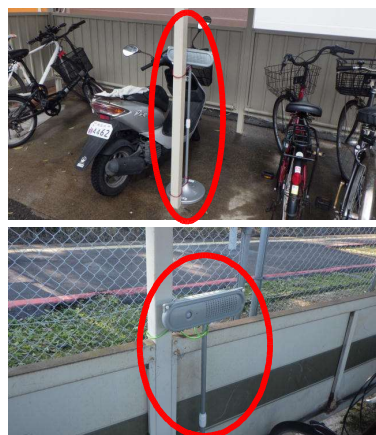
防犯の日(毎月 10 日)及び年金支給日(12 月 15 日)には、県下一斉で、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害防止、自転車・家屋への鍵掛け、万引き被害防止、犯罪実行者募集情報(いわゆる闇バイト)等について広報啓発活動を実施予定

4 期間中の主な取組

- 特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、自転車の鍵掛け等の各種犯罪被害防止の広報啓発活動
- 防犯ボランティア等との出動式・合同パトロール
- 繁華街、飲食店街における警戒活動・取締りの強化
- 金融機関、コンビニエンスストア等に対する立ち寄りの強化



出動式(令和 6 年・鳥取警察署)



県内の主要駅等で実施した
自転車盗対策(鍵掛け呼びかけ装置の設置)